

とっとり暮らしワーキングホリデー支援補助金の 事務手続きについて

1. 事業提案書提出（5月29日までに）

※その後も随時募集を行う場合があります。
※早めに提案を行った場合、参加者募集にかける時間を多くとることができます。

2. 補助金交付対象団体選定通知到着

※随時審査を行い、選定を行います。

3. 参加者募集開始

※実施主体において、ホームページやチラシ等で募集を行ってください。
※県が実施する首都圏・関西圏等における説明会へ参加していただきます。

4. 参加決定

※参加申込みは、参加希望者から実施主体に直接行われます。

5. 交付申請提出（原則として事業開始の20日前まで）

※交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。
※概算払を受けなければ事業が実施できない合理的事由がある場合に限りは概算払を受けることができますので、申請時にご相談ください。

6. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

◎補助金の支払い（概算払）

交付決定後、概算払通知に定める日までに口座振込依頼書を提出することにより、概算払を行います。

7. 事業開始（参加者受入）

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

※参加者が来県できなくなった場合は中止申請書を、期間途中で帰ることになった場合は変更申請書を提出いただきます。まずは、ご連絡ください。

8. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日と
参加者受入が終了した日のいずれか遅い日

9. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内と 当該年度の4月10日のいずれか早い日）

※実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を
郵送又は持参してください。

※提出いただいた実績報告書を審査し、額の確定を行います。

◎補助金の支払い

額の確定後、口座振込依頼書を提出することにより、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先

交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話：0857-26-7648 ファクシミリ：0857-26-8196

電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp